

社会福祉法人むつ市社会福祉協議会常勤役員の給与等に関する規程

平成15年4月1日
規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人むつ市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の常勤役員（以下「常勤役員」という。）の就業及び給与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(就業)

第2条 常勤役員の就業に関する事項については、社会福祉法人むつ市社会福祉協議会事務局職員就業規則（平成21年むつ市社会福祉協議会規則第2号）第3章、第4章、第5章及び第7章に定める各該当規定を準用する。

(報酬等)

第3条 常勤役員には、報酬、期末手当、寒冷地手当及び通勤手当（以下この条において「報酬等」という。）を支給する。

2 報酬は、月額23万円とする。

3 報酬等の支給日及び支給方法については、社会福祉法人むつ市社会福祉協議会事務局職員給与規程（昭和53年むつ市社会福祉協議会規程第2号。以下この条において「給与規程」という。）第18条及び第19条の規定を準用する。

4 期末手当、寒冷地手当及び通勤手当については、給与規程第8条、第10条及び第12条の規定を準用する。

(常勤役員が事務局長等の職を兼務する場合の特例)

第4条 常勤役員が本会の事務局長等の職を兼務し、かつ、事務局長等の職に相当する給与を受けている場合においては、前条の規定を適用しない。

2 常勤役員が本会の事務局長等の職を兼務し、かつ、事務局長等の職に相当する給与を受けている場合においては、社会福祉法人むつ市社会福祉協議会役員等費用弁償に関する規程（平成22年むつ市社会福祉協議会規程第1号）に定める費用弁償を支給しない。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、社会福祉法人むつ市社会福祉協議会会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日一部改正規程第4号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月22日一部改正規程第9号）

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成24年6月28日一部改正規程第13号）
この規程は、公表の日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成29年4月1日から施行する。